

令和元年 第13回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和元年12月10日（火）午後3時25分～4時10分
2. 場 所	にかほ市役所金浦庁舎 第1会議室
3. 委員総数	12名
4. 出席した委員（12名）	1番 須田貴志 2番 佐藤 直 3番 須藤孝子 4番 巴 朋之 5番 齋藤勝義 6番 齋藤文男 7番 佐藤久美子 8番 齋藤久江 9番 森 榮一 10番 加藤朋光 11番 遠藤 豊 12番 小林 豊 （傍聴人 推進委員 伊藤盛男）
5. 欠席した委員（0名）	
6. 総会議長	会長 小林 豊
7. 会議録署名委員	6番 齋藤文男 7番 佐藤久美子
8. 出席した事務局職員	事務局長 村上 司 副主幹班長 小森俊英 副主幹 三浦利枝
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名 第2 会議書記の指名 第3 会期の決定 第4 諸般の報告 第5 議案審議
報告第19号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について て ・・・【28件】
報告第20号	非農地通知書の発行について ・・・【3件】
議案第47号	農地法第3条の規定による賃借権設定の件について ・・・【1件】
議案第48号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について

・・・【6件】

議案第49号

農地法第4条の規定による使用目的変更の件について

・・・【1件】

議案第50号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

・・・【28件】

◆事務局長

ただ今より、令和元年第13回にかほ市農業委員会総会を開会致します。

はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(開会 午後3時25分)

◇会長

【 会長挨拶 】

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者を報告します。本日は、欠席の届け出はありませんでした。全委員出席しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

◇議長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

6番 齋藤文男委員、7番 佐藤久美子委員の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日1日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。

◇議長

日程第4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書5頁です。報告第19号-1と2は受人が同一であり、受人の高齢による経営規模縮小のための合意解約であります。解約した農地につきましては新規の賃借権の設定として、議案第50号-1と2に上程されております。

報告第19号-3から19は受人が同一であり、受人の高齢による経営規模縮小のための合意解約であります。

報告第19号-20と21は受人が同一であり、受人の高齢による経営規模縮小のための合意解約であります。

報告第19号-22につきましては、耕作者死亡による合意解約となっております。

報告第19号-23につきましては、農地法第3条による親子間の使用貸借権の設定でありましたが、受人の都合により合意解約するものであります。解約した農地につきましては新規の賃借権の設定として、議案第50号-14に上程されております。

報告第19号-24につきましては、新たな受人が見つかったことによる合意解約であります。解約した農地につきましては、議案第50号-24に上程されております。

報告第19号-25と26は受人が同一であり、受人の高齢による合意解約であります。

報告第19号-27と28は受人が同一であり、受人が水稻部門を廃止するということでの合意解約であります。解約した農地につきましては新規の賃借権の設定として、議案第50号-17と16に上程されております。

◇議長

報告第19号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

◇森榮一委員

3から19の■■■さんですが、高齢による解約ということですが、何歳になる方ですか？

◆事務局班長

78歳です。

◇森榮一委員

解約となった農地は、地域的にはまとまったところにあるのでしょうか。

◇議長

元町の農家の皆さんの田んぼが、どのあたりにあるかわからないと思いますが、この方が借り受けている田んぼは、いたるところにあります。基盤整備自体は大体終了しているところですが、大分経っておりますので、今では作る人がいないという状況であり、赤石や黒川に近い周辺はそれらの地区の人が引き受けたりしていますが、最終的には水路などの管理が段々行き届かなくなってきたり、そういった状況も含めた対応が必要になっております。

◇森榮一委員

今回、議案として上がっているのは、合意解約の分ですが、この他に期間満了となって終了し、その後の契約延長はしないという田んぼもあるのでしょうか。

◇議長

そういった田んぼないはずです。

◇議長

他に、ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

他にご質問、ご意見ないようですので、報告第19号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に、報告第20号非農地通知書の発行についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書10頁です。報告第20号について一括して説明します。報告第20号-1につきましては、伊勢居地字一枚平地内の農地で、場所は「とんがり童夢パオ」から南東方向に直線距離にして約2.7km、水沢集落からは南に約500mほど離れた標高150mほどの山間に位置する地目が田の農地であります。位置図及び公図を11頁、12頁に掲載しております。現地は、平成6年頃までは水田として耕作されていたようですが、現在は雑草・灌木類が生息して、原野の状態となっております。斎藤久江委員と事務局職員が現地調査を行い、農地への復帰は不可能と判断し、非農地であると確認しております。

次に、報告第20号-2についてですが、場所は「特別養護

老人ホーム「浩寿苑」の東側に隣接する地目が畑の農地7筆であります。位置図及び公図を13頁、14頁に掲載しております。面積がトータルで、1.1ヘクタールほどとなり、かなり広い土地であります。申請地につきましては、施設に隣接する農地として、いろいろな果樹等を植栽し、入所者の憩いの場にしたいたいの思いがあったようですが、昭和63年の施設開所当初から、殆ど耕作は行われておらず、現在も利用されないまま砂地に雑草が生え、一部には灌木類が生い茂るといった状態となっております。小林会長と事務局職員が現地調査を行い、農地としての利用は成されないものと判断し、非農地であると確認しております。

次に、報告第20号-3についてですが、場所は国道7号線の象潟駅前交差点より北西に直線距離にして約200mの地点に位置する地目が畑の農地であります。位置図及び公図を15頁、16頁に掲載しております。現地は平成5年頃に正面奥に小規模な作業小屋を建てており、その頃より宅地の一部として利用しているとのことで、耕土は無く現在も雑多に枯葉等が放置されているといった状態となっております。森榮一委員と事務局職員が現地調査を行い、宅地の一部であると判断し、非農地であると確認しております。

◇議長

報告第20号-1から3の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第20号-1から3については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に議案第47号農地法第3条の規定による賃借権設定の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書17頁です。議案第47号につきましては、貸付人の農業廃止と借受人の経営規模拡大による新規の賃借権設定でありまして、契約条件及び受人の経営状況は議案に記載の通りであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可

要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第47号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第47号について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第48号農地法第3条の規定による所有権移転の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書18頁です。議案第48号について一括して説明します。議案第48号-1につきましては、譲渡人の農業廃止に伴う売買による所有権移転であり、金額は■■■■円です。

議案第48号-2につきましても、譲渡人の農業廃止に伴う売買による所有権移転であり、金額は全部で■■■■円です。

議案第48号-3につきましては、譲受人の経営規模拡大の要請を受けて、売買により所有権移転するものであり、金額は全部で■■■■円です。

議案第48号-4につきましても、譲受人の経営規模拡大の要請を受けての売買による所有権移転であり、金額は■■■■円です。

議案第48号-5につきましても、譲受人の経営規模拡大の要請を受けての売買による所有権移転であり、金額は■■■■円です。

議案第48号-6につきましても、譲受人の経営規模拡大の要請を受けての売買による所有権移転であり、金額は■■■■円です。

議案第48号-1から6については、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第48号-1から6の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、初めに議案第48号-1について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第48号-2について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第48号-3について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第48号-4について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第48号-5について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第48号-6について許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長 次に、議案第49号農地法第4条の規定による使用目的変更の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長 議案書20頁です。議案第49号の場所は、象潟町字四丁目塩越地内にある地目が畑の農地であります。位置図を議案書26頁、公図を27頁に掲載しております。転用事由の詳細は、議案書22頁の事業計画書のとおりで、駐車場として利用するために申請するものであります。

申請者は県外在住者ですが、申請地に隣接する実家を管理する目的で、年に数回、自家用車で帰省しており、帰省時の車の駐車場が無く、現在は未利用地となっている申請地の通路上に駐車している状態です。また近所の知人より、申請地の一部を駐車場として利用することについて依頼されていることもあり、申請地を整地し、駐車場として利用及び一部を貸付するものであります。

申請地は都市計画法に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地として許可が認められるものであります。

また現地につきましては由利地域振興局職員及び森榮一委員に確認してもらっております。

◇議長 議案第49号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 ご質問、ご意見ないようですので、議案第49号については許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定致します。

◇議長 次に、議案第50号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地

利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆ 事務局長

議案書 29 頁からとなります。市長より農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権の設定の計画が 28 件でありまして、うち賃借権等の新規が 16 件、再設定が 12 件、利用権設定の総面積は 187,309 m²です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしております。

議案第 50 号-1 と 2 は受人が同一であり、どちらも賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 50 号-3 から 5 は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 50 号-6 から 10 は受人が同一であり、6 は賃借権の再設定、7 は使用賃借権の再設定、8 から 10 はいずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 50 号-11 は賃借権の再設定でありまして、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 50 号-12 は新規の賃借権の設定でありまして、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 50 号-13 から 17 は受人が同一であり、全て新規の賃借権の設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 50 号-18 と 19 は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 50 号-20 は使用賃借権の再設定でありまして、契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 50 号-21 から 23 は、いずれも新規の賃借権の設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第 50 号-24 から 28 は受人が同一であり、全て解除条件付きの賃借権の新設であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇ 議長

議案第 50 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ござ

いませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第50号について原案通り承認することに賛成の方は挙手願います。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午後4時10分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和元年12月10日

会議録署名委員

総会議長

会長

委員

6番

委員

7番